

品川区児童福祉審議会条例施行規則

令和6年9月30日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区児童福祉審議会条例（令和6年品川区条例第33号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、品川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 条例第6条の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 条例第8条第1項の部会（以下「部会」という。）の会議は、非公開とする。

(部会)

第3条 部会の構成員（以下「部会員」という。）は、委員および臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過および結果を審議会に報告する。

4 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、部会員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、委員長が招集する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

8 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または部会員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第4条 委員および臨時委員は、自己に直接の利害関係がある事項については、議事に加わることができない。ただし、審議会または部会の同意があったときは、その会議への出席および発言に限りすることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。ただし、部会の庶務は、その部会の調査審議に係る事項を所掌する課（品川区組織規則（平成27年品川区規則第3号）第2条に規定する課をいう。）において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。